

母子家庭等

自立支援教育訓練給付金のご案内

母子家庭の母または父子家庭の父が就業につながる能力開発のために受講した指定教育訓練講座の入学料・受講料を助成します。

○この給付を受けられることができる方

国分寺市にお住まいの母子家庭の母または父子家庭の父で 20 歳未満のお子さんを扶養している方(受講修了時)で、次の要件を全て満たす方

- ・児童扶養手当の給付を受けているか、同等の所得水準の方
- ・適職に就くために必要であると認められる方
- ・過去に自立支援教育訓練給付金の助成を受けたことのない方

○この給付の対象講座

・雇用保険制度の

一般教育訓練給付金
特定一般教育訓練給付金
専門実践教育訓練給付金

 の指定教育訓練講座

○支給額

① 雇用保険制度の教育訓練給付金を受給できない方

- ・一般・特定一般教育訓練給付金の指定講座の入学料・受講料の6割相当額
上限 200,000 円, 下限 12,000 円
12,000 円未満は支給対象外
- ・専門実践教育訓練給付金の指定講座の入学料・受講料の 6 割相当額
上限 400,000 円(R4.4.1～)・下限 12,000 円/年 × 修学年数(最大4年間)
12,000 円未満は支給対象外

② 雇用保険制度の教育訓練給付金を受給できる方

- ①に定める額から雇用保険制度から支給される教育訓練給付金の額を差し引いた額



○相談および申し込みに必要な書類

・相談

申し込みにあたっては、**事前相談が必要**です。生活福祉課の母子・父子自立支援員にご相談ください(予約制)。

・申し込み

申し込みは「講座指定申請(受講前)」時と「支給申請」時の2回行っていただきます。

※受講開始後は申請が出来ません。

・必要な書類

- 1 受講対象講座指定申請書*
- 2 戸籍謄本または抄本 (申請者及びその扶養している児童)
- 3 世帯全員の住民票の写し
- 4 児童扶養手当証書の写し または
所得証明書及び16歳以上19歳未満の控除対象扶養親族に関する申立書*
- 5 雇用保険制度の教育訓練給付受給資格有無の証明書(受講前)
・教育訓練給付金支給要件回答書
雇用保険制度の教育訓練給付の証明書(支給申請時)
・教育訓練給付金支給要件支給・不支給決定通知書
- 6 講座の概要・カリキュラムやスケジュールのわかるパンフレット等
- 7 その他申請者等の状況や申請の内容により必要な書類(窓口でご確認ください)
(*は相談時にお渡しいたします)

申請時に、マイナンバーカードまたはマイナンバー通知カードおよび顔写真入り本人確認資料をお持ちください。

○審査

支給にあたっては審査を行います。審査の結果、支給できない場合もあります。

○注意事項

一般教育訓練給付金・特定一般教育訓練給付金は、対象講座の受講終了から30日以内に申請してください。

専門実践教育訓練給付金は、支給額が確定した日から起算して30日以内に申請してください。

ともに、遅れた場合には支給出来ない場合があります。

お問い合わせ先
国分寺市役所福祉部生活福祉課
母子・父子自立支援員
042-325-0111(内 533)

